

藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者が加齢による難聴の影響により、心身の虚弱及び要介護状態になることを防止するため、補聴器を購入する高齢者に対し、購入助成給付券を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市告示第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(給付券の交付対象者)

第2条 藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券（以下「給付券」という。）交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、藤枝市内に住所を有し、現に居住する65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民税非課税の者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者
- (4) この要綱以外の補聴器購入費等の助成を受けていない者
- (5) 両耳の聴力レベルが70デシベル未満の者で、医師が補聴器の使用を必要と認める者
- (6) この要綱による給付券の交付を過去5年間受けていない者

(給付券の対象経費及び額)

第3条 給付券の対象となる経費は、補聴器の購入に要する費用（以下「給付対象経費」という。）とする。

2 給付の額は、給付対象経費の2分の1以内の額（100円未満切り捨て）とし、5万円を限度とする。

(給付券の申請)

第4条 給付券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補聴器の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）から徴した補聴器購入費の見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(給付券の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、給付を決定したときは、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付決定通知書（第2号様式）により申請

者に通知し、あわせて藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券（第4号様式）を交付するものとする。

2 市長は、給付券を交付しないことを決定したときは、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付券不交付通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補聴器の購入等）

第6条 給付券の交付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、第4条第1号に規定する見積書を発行した業者に対し、給付券を提出し、補聴器を購入するものとする

（条件）

第7条 給付決定者は、この要綱に基づき交付された給付券により購入した補聴器をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（業者による請求）

第8条 第6条の規定により給付券を受領した業者は、藤枝市高齢者補聴器購入助成給付請求書（第5号様式）に給付券を添付して、購入日から起算して15日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。